

輸送安全マネジメント情報公開

2022年8月
神鉄タクシー株式会社

(1) 輸送の安全に関する基本的な方針

社長および役員は、輸送の安全確保が事業運営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たしてまいります。

また、安全の確保に資する現場の声を傾聴するとともに、輸送の安全の確保が最も重要であるという認識を全従業員に徹底させ、最優先に努めてまいります。

(2) 輸送の安全に関する重点施策

- ・輸送の安全確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守します。
- ・輸送の安全に関する投資を積極的、効率的に行います。
- ・輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達し共有いたします。
- ・輸送の安全に関する教育及び研修を実施いたします。

(3) 輸送の安全に関する目標、及び当該目標の達成状況

	2021年度		2022年度
	目標	達成状況	目標
①重大事故	0件	0件	0件
②人身事故	0件	2件	0件
③飲酒・酒気帯び出勤	0件	0件	0件
④総事故件数	対前年比 50%減	対前年比 30%減	対前年比 50%減

(4) 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計
2021年4月1日～2022年3月31日 0件

(5) 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統
別表1のとおり

(6) 事故、災害時における報告連絡体制
別表2のとおり

(7) 輸送の安全に関する計画

- ・ 車両における日常点検および法定点検の実施
- ・ 定期健康診断の実施および有所見者に対するフォローの実施
- ・ 出退勤時におけるアルコールチェックの実施
- ・ ヒヤリハット報告の収集
- ・ 適性・適齢診断の受診
- ・ 安全運転に関する教育の実施

① 集合教育の実施

日時：2022年5月24日（火）～5月27日（金）

各日とも13:30～15:30

内容：事件事例研究

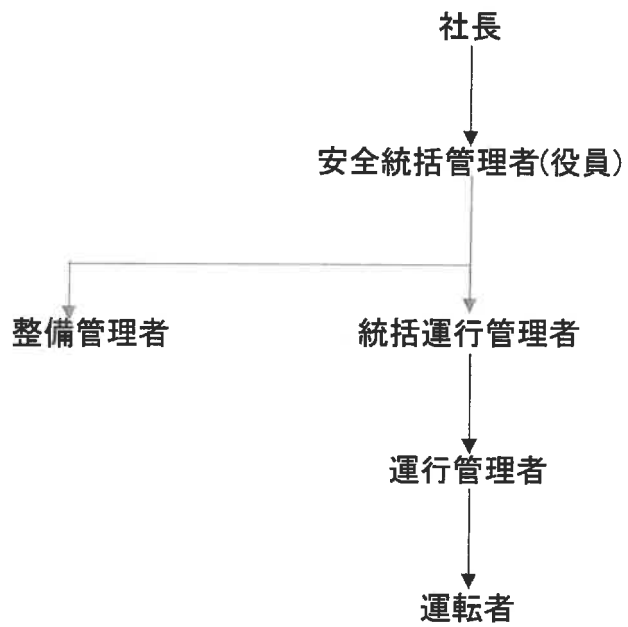
UD車の実車を使った乗降研修

出席者数：94名

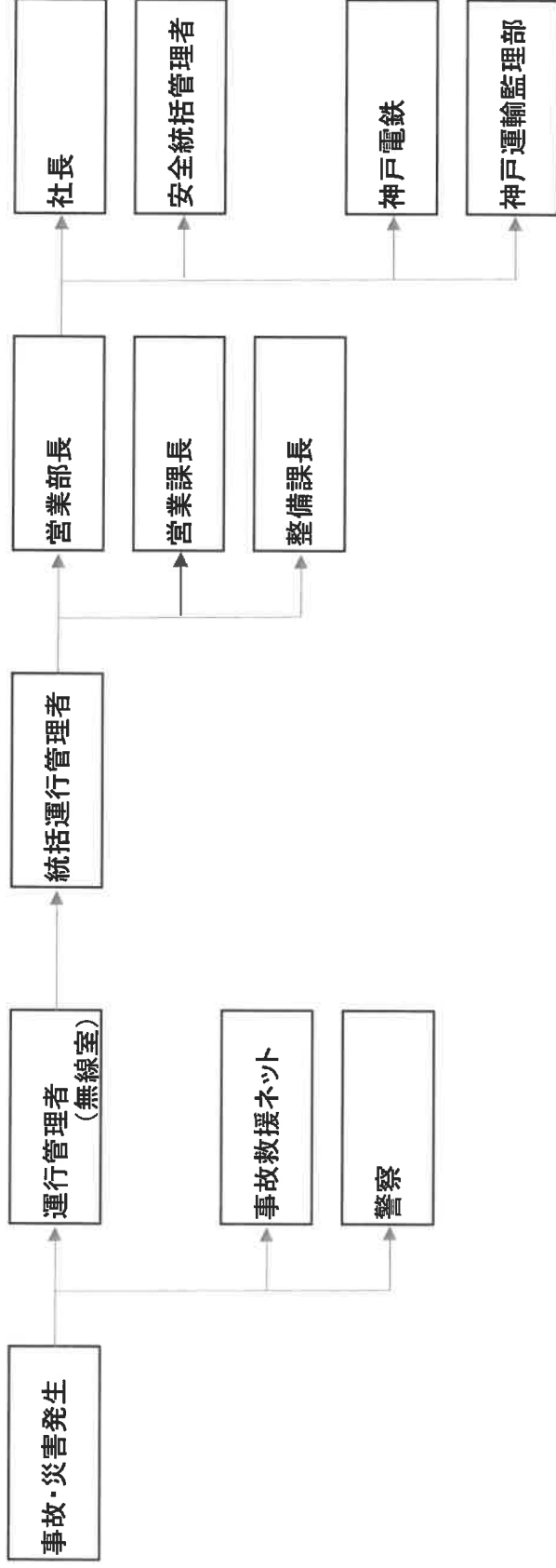


以上

輸送の安全の確保に関する組織および指示命令系統図



事故・災害時報告連絡体制図



安全管理規程

制定 2016年9月1日

第1章 総則

(目的)

第1条 この規定(以下「本規程」という)は、道路運送法(以下「法」という)第22条および第22条の2規定に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本規程は、旅客自動車運送事業にかかわる業務活動に適用する。

第2章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

(輸送の安全に関する基本的な方針)

第3条 社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。

また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させる。

2 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善を確実に実施し、安全対策を不断に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努める。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。

(輸送の安全に関する重点施策)

第4条 前条の輸送の安全に関する方針に基づき、次に掲げる事項を実施する。

- (1) 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令および安全管理規程に定められた事項を遵守すること。
- (2) 輸送の安全に関する費用支出および投資を積極的かつ効率的に行うよう努めること。
- (3) 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置および予防措置を講ずること。
- (4) 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達し共有すること。
- (5) 輸送の安全に関する教育および研修計画を策定し、実施すること。

2 傘下のグループ企業と密接に協力し、一丸となって輸送の安全性の向上に努める。

(輸送の安全に関する目標)

第5条 前条の方針に基づき、目標を策定する。

(輸送の安全に関する計画)

第6条 輸送の安全を確保するために重点施策に応じて、必要な計画を作成する。

第3章 輸送の安全を確保するための事業の実施およびその管理体制

(社長の責務)

第7条 社長は、輸送の安全の確保に関する最終責任を有する。

- 2 社長および役員は、輸送の安全の確保に関し、必要な措置を講じる。
- 3 社長および役員は、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者の意見を尊重する。
- 4 社長および役員は、輸送の安全を確保するための業務の実施内容および管理状況が適切かを確認し、必要な場合は改善を行う。

(社内組織)

第8条 輸送の安全の確保について、次に掲げる者を選任し、体制を構築し、輸送の安全を確保する。

- (1) 安全統括管理者
 - (2) 統括運行管理者
 - (3) 運行管理者
 - (4) 整備管理者
 - (5) その他必要な責任者
- 2 営業部長は、安全統括管理者の命を受け、輸送の安全確保に関し、各課および各係を統括し、指導監督を行う。
- 3 輸送の安全に関する組織体制および指揮命令系統については、安全統括管理者が病気等を理由に本社に不在である場合や重大な事故、災害等に対応する場合も含め、別に定める組織図による。

(安全統括管理者の選任および解任)

第9条 役員のうち、旅客自動車運送事業運輸規則第47条の5に規定する要件を満たす者から安全統括管理者を選任する。

- 2 安全統括管理者が次の各号に該当することになったときは、当該管理者を解任する。
 - (1) 国土交通大臣の解任命令が出されたとき。
 - (2) 身体の故障その他のやむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。

- (3) 関係法令等の違反または輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠る等により、安全統括管理者がその職務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(安全統括管理者の責務)

第10条 安全統括管理者は、次に掲げる責務を有する。

- (1) 全社員に対し、関係法令等の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底すること。
- (2) 輸送の安全の確保に関し、その実施および管理の体制を確立、維持すること。
- (3) 輸送の安全に関する方針、重点施策、目標および計画を誠実に実施すること。
- (4) 輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、社員に対し周知を図ること。
- (5) 輸送の安全の確保の状況について、定期的に、かつ必要に応じて、随時、内部監査を行い、社長に報告すること。
- (6) 社長に対し、輸送の安全の確保に関し、必要な改善に関する意見を述べる等必要な改善の措置を講じること。
- (7) 運行管理が適正に行われるよう、運行管理者を統括管理すること。
- (8) 整備管理が適正に行われるよう、整備管理者を統括管理すること。
- (9) 輸送の安全を確保するため、社員に対して必要な教育または研修を行うこと。
- (10) その他の輸送の安全の確保に関する統括管理を行う。

第4章 輸送の安全を確保するための事業の実施およびその管理の方法

(輸送の安全に関する重点施策の実施)

第11条 輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、輸送の安全に関する目標を達成すべく、輸送の安全に関する計画に従い、輸送の安全に関する重点施策を着実に実施する。

(輸送の安全に関する情報の共有および伝達)

第12条 社長と現場や運行管理者と運転者等との双方向の意思疎通を十分に行うことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に社内において伝達され、共有されるように努める。

また、安全性を損なうような事態を発見した場合には、看過したり、隠蔽したりせず、直ちに関係者に伝え、適切な対処策を講ずる。

(事故、災害等に関する報告連絡体制)

第13条 事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告連絡体制は別に定めるところによる。

2 事故、災害等に関する報告が、安全統括管理者、社長または社内の必要な部門に速や

かに伝達されるように努める。

- 3 安全統括管理者は、社内において報告連絡体制の周知を図るとともに、第1項の報告連絡体制が十分に機能し、事故、災害等が発生した後の対応が円滑に進むよう必要な指示等を行う。
- 4 自動車事故報告規則(昭和26年運輸省令第104号)に定める事故、災害等があった場合は、報告規則の規定に基づき、国土交通大臣へ必要な報告または届出を行う。

(輸送の安全に関する教育および研修)

第14条 第5条の輸送の安全に関する目標を達成するため、必要となる人材育成のための教育および研修に関する具体的な計画を策定し、着実に実施する。

(輸送の安全に関する内部監査)

第15条 安全統括管理者は、自らまたは安全統括管理者が指名する者を実施責任者として、安全マネジメントの実施状況等を点検するため、少なくとも1年に1回以上、適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部監査を実施する。

また、重大な事故、災害等が発生した場合または同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合その他特に必要と認められる場合には、緊急に輸送の安全に関する内部監査を実施する。

- 2 安全統括管理者は、前項の内部監査が終了した場合はその結果を、改善すべき事項が認められた場合はその内容を、速やかに、経営トップに報告するとともに、輸送の安全の確保のために必要な方策を検討し、必要に応じて、当面必要となる緊急の是正措置または予防措置を講ずる。

(輸送の安全に関する業務の改善)

第16条 安全統括管理者から事故、災害等に関する報告または前条の内部監査の結果や改善すべき事項の報告があった場合もしくは輸送の安全の確保のために必要と認める場合には、輸送の安全の確保のために必要な改善に関する方策を検討し、是正措置または予防措置を講ずる。

- 2 悪質な法令違反等により重大事故を起こした場合は、安全対策全般または必要な事項において現在よりも更に高度の安全の確保のための措置を講ずる。

(情報の公開)

第17条 輸送の安全に関する基本的な方針、輸送の安全に関する目標および当該目標の達成状況、自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計、輸送の安全に関する計画、輸送の安全に関する予算等実績額、事故、災害等に関する報告連絡体制、安全統括管理者、安全管理規程、輸送の安全に関する教育および研修の計画、輸送の安全に関

する内部監査結果およびそれを踏まえた措置内容については、毎年度、外部に対し公表する。

- 2 事故発生後における再発防止策等、行政処分後に輸送の安全の確保のために講じた改善状況について国土交通省に報告した場合には、速やかに外部に対し公表する。

(輸送の安全に関する記録の管理等)

第 18 条 本規程は、業務の実態に応じ、定期的におよび適時適切に見直しを行う。

- 2 輸送の安全に関する事業運営上の方針の作成に当たっての会議の議事録、報告連絡体制、事故、災害等の報告、安全統括管理者の指示、内部監査の結果、社長に報告した是正措置または予防措置等を記録し、これを適切に保存する。
- 3 前項に掲げる情報その他の輸送の安全に関する情報に関する記録および保存の方法は別に定める。

附則

2016 年 9 月 1 日制定